

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）について」

宛先 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室 担当御中

氏名 入澤彰仁（５８歳）

団体名 神奈川県保険医協会保険診療対策部

住所 221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町 5-36 東興ビル 2 階

電話 045-453-2411

F A X 045-461-0215

意見 レセプトのオンライン請求について、レセプトコンピューターの導入が進んでいるといわれた調剤薬局においても、対応できない施設は約 4 6 0 0 施設ある。代行請求を勘案しても約 2 5 0 0 の薬局が対応できないとされている。この数字は、当初、請求データ送信用コンピューターを別にするとガイドラインで規定していたものを外してもまだ、対応できないということである。薬局数が約 5 万施設であると考えると 1 割弱がオンラインの体制が取ることが出来ないということだ。

これらを見ても、そもそもオンライン請求の義務化に無理があることは明白である。薬局に比して電算化が進んでいない医科診療所、やっと電算システムが動き始めた歯科診療所においてはすべてを対応させるのは不可能であるといっている。このような状態で義務化を強行すれば地域医療が混乱することは誰が見てもわかることだ。

そこで、地域医療が混乱せず、対応できる方法は唯一、オンライン請求義務化を撤回することだ。すべての保険医療機関や保険調剤薬局が、紙や光ディスク等による請求も可能とするよう要望する。